

児童虐待防止事業について

子ども未来創造局 男女協働・家庭支援室

- ◆ 平成29年12月、市内の4歳児が虐待により死亡した事件を受け、再発防止策を講じます。
- ◆ 児童虐待防止にあたっては、保護や支援が必要な家庭を把握してリスク判断を正確に行ったうえで、市は、見守り・保護者の養育支援を行いつつ、大阪府子ども家庭センターまたは警察に判断を求めるべき状況においては、直ちに通報することが求められます。
- ◆ しかしながら、市内部の情報共有及び関係機関との連携に隙間があったこと、リスク判断の専門性が不足していたことから、今回のケースについて十分な対応ができませんでした。この反省を踏まえ、これらを適切に行うため組織内連携を強化することとし、関係課・室に対して横断的に指示・命令して確実な支援を行うため、「(仮称)児童相談支援センター」を設置し、副部長級の所長を配置します。
- ◆ また、家庭支援を目的としたケースワークを専門的に行う子ども家庭総合支援員(特別職非常勤)11名を新規に募集します。
- ◆ 併せて、これまで大阪府と市が全ケースのリスク判断と役割分担を行うために設置していた要保護児童対策協議会児童虐待部会に警察、弁護士等第三者の委員を加え、客観的・専門的な見立てにより、より厳しいリスク判断と厳密な役割分担を行います。

1 予算概要

(1)子ども家庭総合支援事業	17,380 千円
①歳出 報酬	17,380 千円(非常勤職員報酬 11人6ヶ月分)
②歳入 国庫補助金	8,430 千円(子ども家庭総合拠点設置運営補助金 非常勤職員人件費 11人分相当 16,860 千円×1/2)
(2)要保護児童対策事業	1,336 千円
歳出 報酬	672 千円(非常勤職員報酬 4人分を増額)
その他	664 千円(報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料)

2 市の児童虐待防止体制の強化

市の関係課・室の連携に隙間があったことの反省を踏まえ、要保護児童とその過程の支援する専門組織「(仮称)児童相談支援センター」を平成30年4月に設置します。

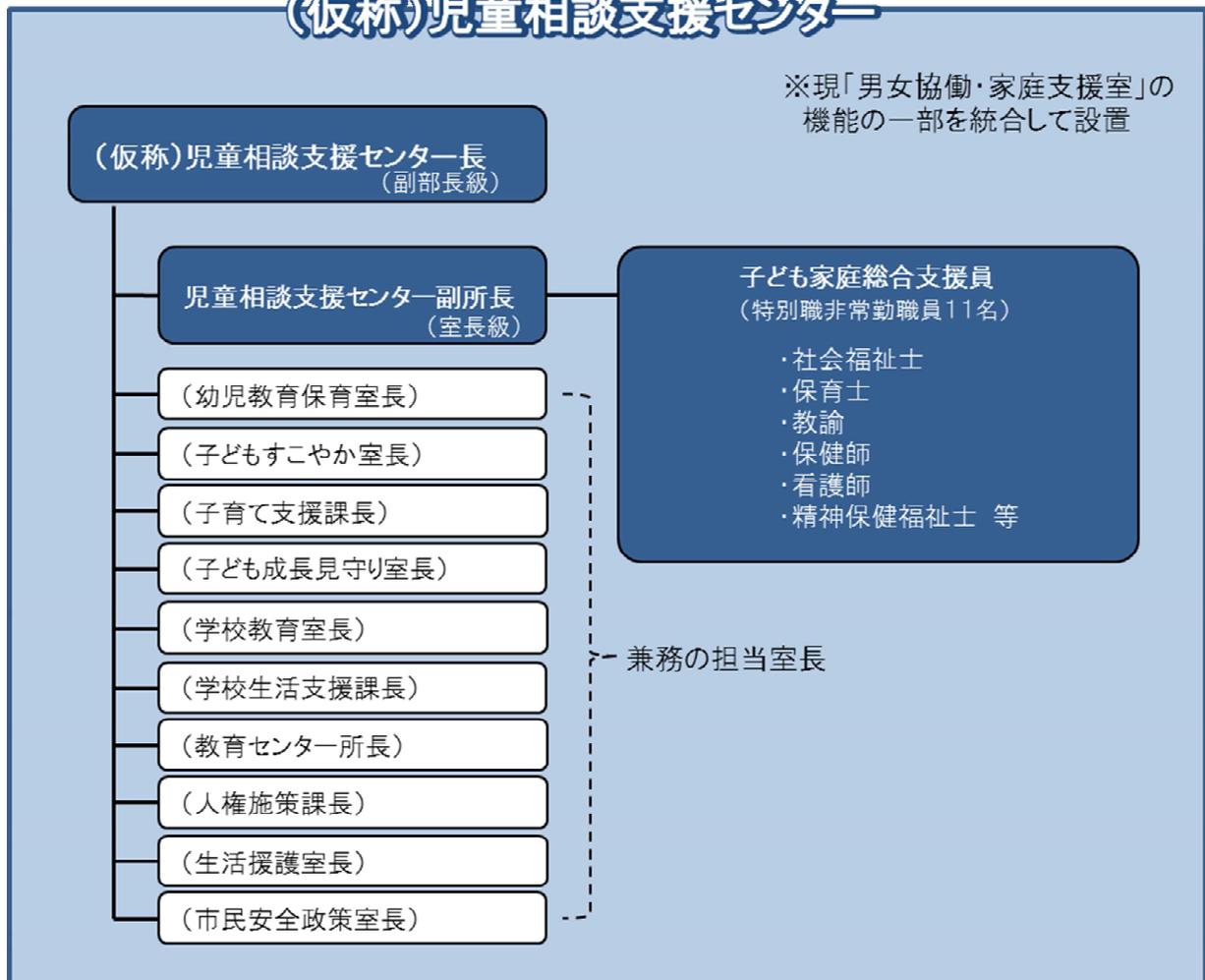
- (1)センターには副部長級のセンター長を配置し、市の関係課室に対して横断的に指示・命令することで、課室間の狭間で十分な対応がなされないリスクを排除します。

(2)関係するすべての課長・室長をセンターの担当室長として兼務させ、常に情報を共有して連携を密にして、必要な支援に抜け・漏れのないようにします。(兼務する課室長は下図を参照してください。)

(3)「(仮称)児童相談支援センター」に「子ども家庭総合支援員」を配置します。

- ・ 保護や支援を要する家庭のリスク度判断においては、過去の経過も踏まえて状況を総合的に判断する視点が必要な一方で、状況が良くなったり悪くなったりを繰り返すケースでは、経過にとらわれず最も悪い状態について適切な評価をピンポイントで評価する視点も必要であることを今回改めて確認しました。
- ・ この評価を専門的な観点で行うとともに、保護や支援の必要な家庭のケースワークを強化するため、社会福祉士、保育士、教諭、保健師、看護師、精神保健福祉士等の資格を有する子ども家庭総合支援員(特別職非常勤職員)11人の任用を進め、10月をめどに現在の7人(常勤換算 6.8人)から倍の14人(常勤換算 11.8人)体制の構築をめざします。

(仮称)児童相談支援センター



3 要保護児童対策協議会児童虐待部会の強化

- ・ 児童虐待ケースの情報共有・リスク度判断を行っている要保護児童対策協議会児童虐待部会は、これまで大阪府と市の関係機関で構成しており、市は各課・室から担当者が委員として出席して、府との協議を行っていました。
- ・ しかしながら、経験と知識を有する大阪府池田子ども家庭センターと大阪府池田保健所の専門職が行う判断に対して、市が対等に協議するだけの専門性を備えていなかったことに加え、客観的な立場からのチェックが行われていませんでした。
- ・ これらの反省を踏まえ、(仮称)児童相談支援センター所長が市を代表して会議に参加し、関係課室における子どもと家庭に対する日常的な見守り状況と子ども家庭相談支援員の専門的なアセスメントを踏まえて協議に臨むこととします。
- ・ 加えて、客観的な評価を経てより厳しい観点でリスク判断を行うため、大阪府箕面警察署、弁護士、学識経験者等の委員を追加します。

【要保護児童対策協議会児童虐待部会委員】

- ・ 大阪府池田子ども家庭センター
- ・ 大阪府池田保健所
- ・ 大阪府箕面警察署(新設)
- ・ 弁護士(新設)
- ・ 学識経験者3名(新設)
- ・ 児童相談支援センター所長(統合)

児童虐待部会の構成

